

# 宿泊税の制度変更について

---

# 宿泊税の制度変更について

➤ 令和6年9月定例会に改正条例案を提出し、令和6年11月5日に可決。現在、総務省と変更協議中。

## <制度概要>

	現行	改正後																
免税点	7,000円	<b>5,000円</b>																
税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,000円以上15,000円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以上20,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	7,000円以上15,000円未満	100円	15,000円以上20,000円未満	200円	20,000円以上	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>5,000円以上</b>15,000円未満</td> <td><b>200円</b></td> </tr> <tr> <td>15,000円以上20,000円未満</td> <td><b>400円</b></td> </tr> <tr> <td>20,000円以上</td> <td><b>500円</b></td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	<b>5,000円以上</b> 15,000円未満	<b>200円</b>	15,000円以上20,000円未満	<b>400円</b>	20,000円以上	<b>500円</b>
	宿泊料金	税率																
	7,000円以上15,000円未満	100円																
	15,000円以上20,000円未満	200円																
20,000円以上	300円																	
宿泊料金	税率																	
<b>5,000円以上</b> 15,000円未満	<b>200円</b>																	
15,000円以上20,000円未満	<b>400円</b>																	
20,000円以上	<b>500円</b>																	
課税免除制度	なし ※万博期間（R7.4～10）に限定した修学旅行生の課税免除制度あり	<b>修学旅行生</b> ※万博期間終了後（R7.11以降）も課税免除を継続																
税収（見込み）	約25.1億円	約79.8億円																
特別徴収義務者	約1,100施設	約4,000施設																

## <制度変更に向けたスケジュール>

- ・ 令和6年11月5日 改正条例案可決
- ・ 令和6年11月25日 総務省協議書の提出
- ・ 令和7年2～3月頃 条例公布
  - ※ 総務省協議の状況により、日程が後ろ倒しになる可能性あり
  - ※ 条例施行（徴収開始）日については、課税準備や周知期間（6か月程度）等も考慮し、今後検討